第58期

定時株主総会
招集ご通知

SUNDRUG

開催日時	2021年6月26日(土曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
開催場所	東京都府中市若松町一丁目38番地の1 当社 本社ビル3階 会議室 ※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

議決権行使期限

2021年6月25日（金曜日）
午後5時30分まで

●目的事項

報告事項

1. 第58期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
   事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
   計算書類報告の件

決議事項

議　　案　剰余金の処分の件

【ご出席自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。株主総会へのご出席は、集団感染リスクがあります。株主様の安全確保のために、議決権の行使は書面又はインターネットによる方法等で行い、当日のご出席は、感染防止のため自粛をご検討ください。なお、今後状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。
https://www.sundrug.co.jp/

株主総会ご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

●目　　次

第58期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 4
事業報告…… 5
連結計算書類…… 24
計算書類…… 27
監査報告書…… 30

株式会社サンドラッグ
証券コード：9989

証券コード　9989
2021年６月11日

株　主　各　位

東京都府中市若松町一丁目38番地の１
株式会社サンドラッグ
代表取締役社長　　貞方　宏司

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれの場合でも、2021年６月25日（金曜日）午後５時30分までに到着するよう議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年６月26日（土曜日）午前10時(受付開始：午前９時)
２．場　　所　　東京都府中市若松町一丁目38番地の１
　　当社　本社ビル３階　会議室
　　(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
３．目的事項
　報告事項　１．第58期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第58期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　議　　案　　剰余金の処分の件

以　上

株主総会へのご出席にあたっては、株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討くださいますようお願い申しあげます。
　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び当社定款第14条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sundrug.co.jp/）に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には掲載いたしておりません。
　また、事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

株主総会にご出席いただける場合

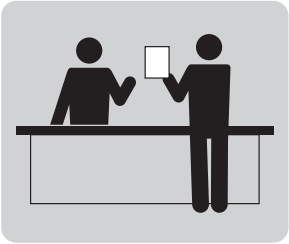

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。

開催日時	2021年6月26日（土曜日）午前10時 （受付開始　午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

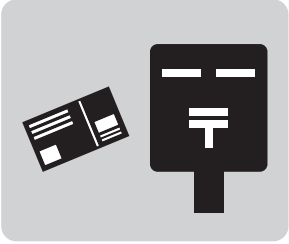

郵　送

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限	2021年6月25日（金曜日）午後５時30分到着分まで

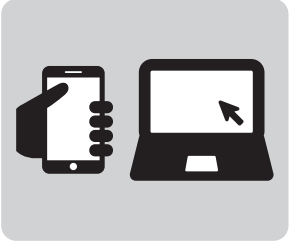

インターネット

詳細は 次ページ をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限	2021年6月25日（金曜日）午後５時30分行使分まで

■ インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

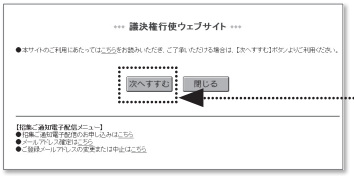

左記QRコードからのアクセスも可能です。

議決権行使ウェブサイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
または検索サイトで

議決権行使 みずほ　検索

で検索。

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、**「次へすすむ」**をクリック。

2 ログイン

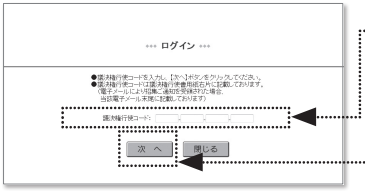

「議決権行使コード」を入力し、**「ログイン」**をクリック。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されております。

3 パスワードの入力

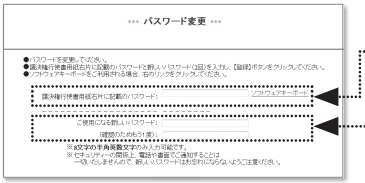

パスワード変更画面が出ますので、**初期パスワードを入力**し、株主様がご使用になる**パスワードを登録**してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

ご注意

- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- ▶ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524

受付時間
午前9時～午後9時（土・日・休日を除く）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議　　案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は4,091,498,985円となります。
これにより、中間配当金35円を含めました当期の年間配当金は、１株につき、前期に比べ ２円増配の70円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月28日（月曜日）といたしたいと存じます。

（ご参考）

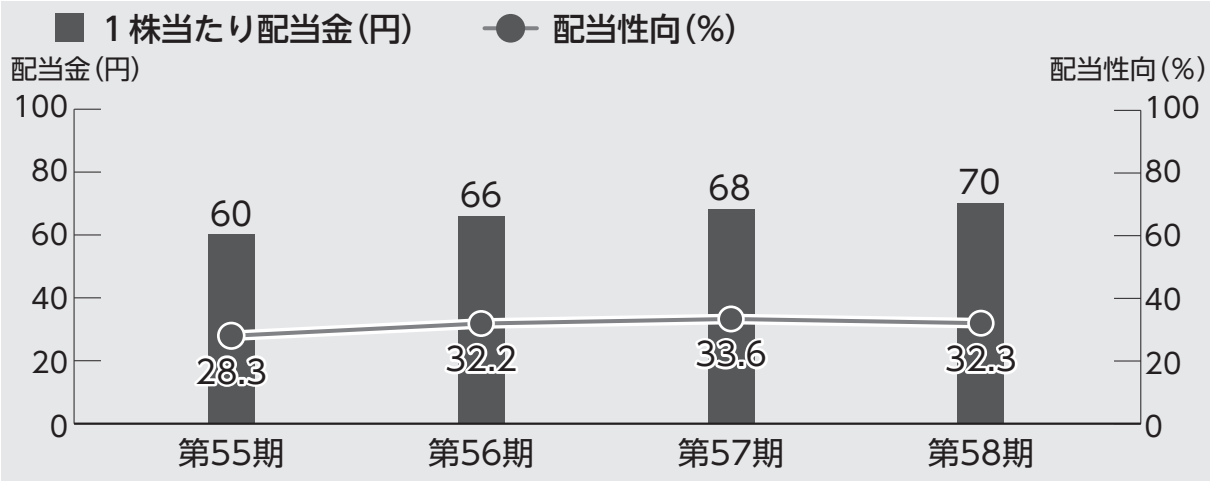

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年４月１日～2021年３月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う各国の行動制限による世界景気の悪化の影響を受けるとともに、国内においても感染症の拡大に伴い、社会・経済活動が制限され、企業収益や雇用情勢が悪化し、個人消費の下振れなど、極めて厳しい状況となりました。新型コロナウイルスの再拡大、米中貿易摩擦、各国財政の圧迫リスク等、先行きは極めて不透明な状況が続くものと思われます。

当業界におきましては、マスク・消毒液などの新型コロナウイルス感染症予防対策商品や食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の増加はあったものの、入国制限によるインバウンド需要消失の長期化並びに同業他社との出店競争やＭ＆Ａなど、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、お客様や従業員の安全・安心を最優先に、営業時間短縮や販促自粛及び消毒用アルコールの設置等、本社オフィスも含め感染予防対策を徹底し営業活動を行いました。

また、引き続き「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要かつ期待される質の高い出店、品揃えの強化、サービスレベルの向上、通信販売及び調剤事業の拡大、食料品の販売強化及びプライベートブランド商品の拡充・開発、店舗改装などに取り組むとともに、店舗や物流の運営において、ＩＴ・デジタル化等活用した一層の効率化による「ローコストオペレーション」を推進いたしました。

なお、2020年４月１日付で完全子会社の㈱サンドラッグファーマシーズを吸収合併し、効率化を図りました。

当連結会計年度の当社グループ全体の出店などの状況は、63店舗（フランチャイズ店２店舗の出店を含む）を新規出店し、４店舗のスクラップ＆ビルドを実施いたしました。また、77店舗で改装を行い、15店舗（フランチャイズ店４店舗の解約含む）を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業903店舗（直営店709店舗、㈱星光堂薬局70店舗、㈱サンドラッグプラス62店舗、フランチャイズ店62店舗）、ディスカウントストア事業313店舗（ダイレックス㈱313店舗）の合計1,216店舗となりました。

当連結会計年度の業績は、売上高6,343億10百万円（前期比2.7％増）、営業利益373億45百万円（同2.0％増）、経常利益382億28百万円（同2.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益253億29百万円（同6.9％増）となり、増収・増益となりました。

セグメント業績等の概要は次のとおりであります。

＜ドラッグストア事業＞

ドラッグストア事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、マスク・消毒液などの感染症予防対策商品や食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の増加などにより、郊外型店舗は順調に推移したものの、駅前型店舗においては、インバウンド需要の消失、外出自粛、テレワークや在宅勤務などライフスタイルの変化などにより化粧品売上及び客数の減少などにより、売上高が前期を下回りました。経費面につきましては、折り込みチラシなどの販売促進自粛、キャッシュレス決済拡大やセミセルフレジ導入の推進など生産性向上を図り、経費削減に努めました。

なお、ドラッグストア事業の出店などの状況は、41店舗（フランチャイズ店２店舗の出店を含む）を新規出店し、１店舗のスクラップ＆ビルドと65店舗を改装したほか、14店舗（フランチャイズ店４店舗の解約含む）を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は4,222億51百万円（前期比1.2％減）、営業利益は250億43百万円（同9.4％減）となりました。

＜ディスカウントストア事業＞

ディスカウントストア事業は、ドラッグストア事業同様、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、マスク・消毒液などの感染症予防対策商品や巣ごもり消費需要増加などにより、食料品・生鮮食料品・日用品などが好調に推移し、売上高が前期を上回りました。経費面では、ドラッグストア事業同様、折り込みチラシなどの販売促進自粛、キャッシュレス決済拡大やセミセルフレジ導入の推進など店舗生産性向上による経費削減に努めました。

なお、ディスカウントストア事業の出店などの状況は、12店舗を新規出店し、３店舗のスクラップ＆ビルドと12店舗を改装したほか、１店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は2,557億14百万円（前期比11.2％増）、営業利益は123億12百万円（同37.4％増）となり、増収・増益となりました。

② 企業集団の設備投資並びに資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は191億41百万円であります。その主なものは、新規出店63店舗、スクラップ＆ビルド４店舗及び改装77店舗などに伴うものであります。

なお、当連結会計年度中における必要資金は、自己資金で賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第 55 期 (2017／4～2018／3)	第 56 期 (2018／4～2019／3)	第 57 期 (2019／4～2020／3)	第 58 期 (2020／4～2021／3)
売上高（百万円）	564,215	588,069	617,769	634,310
経常利益（百万円）	36,792	35,800	37,159	38,228
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	24,829	23,933	23,692	25,329
１株当たり当期純利益（円）	212.31	204.76	202.67	216.68
総資産（百万円）	246,619	262,195	284,276	308,528
純資産（百万円）	154,828	171,055	186,822	205,156
１株当たり純資産額（円）	1,323.88	1,462.72	1,597.57	1,754.32

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数より自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社星光堂薬局	90百万円	100%	ドラッグストア事業
株式会社サンドラッグプラス	10百万円	100%	ドラッグストア事業
株式会社サンドラッグ・ドリームワークス	５百万円	100%	ドラッグストア事業
ダイレックス株式会社	3,369百万円	100%	ディスカウントストア事業

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、世界中の経済・社会活動に与える影響は長期化しており、厳しい状況が続くものと想定されます。また、国内の少子高齢化は一層進み、お客様の健康に対するニーズ等は、年々一層高まっていくものと考えております。一方、国民所得の上昇は難しく、節約志向が強まり、低価格でより良い商品の需要はより一層高まっております。ドラッグストア業界においては、上位企業による積極的な出店、大型M＆Aなどの動きに加え、店舗当りの商圏人口が年々減少しており、更に厳しい経営環境になるものと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループは全国店舗展開の拡大強化に向け一層の新規出店、他業種を含めた提携やフランチャイズの拡大、M＆Aの推進並びに通信販売及び調剤事業の拡大を図ってまいります。

また、高齢化社会を見据えて更なる専門性を高めた、お客様に必要とされる質の高い店づくり、プライベートブランド商品開発、店舗改装による品揃えの充実、そして各種業務におけるＩＴ・デジタルの活用による仕組み作りなどに取り組み「ローコストオペレーション」の進化を図り、競合他社はじめ他業種との差別化を図ってまいります。

また、コーポレートガバナンスコードの改訂に伴い、取締役会の機能強化、中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組みの推進を図ってまいります。

これらに基づき、下記対処してまいります。

① 店舗オペレーション及び物流網の効率化、また情報システムの強化・活用を図ります。
② 組織面においては店舗数・規模拡大に対応すべく、店舗開発要員の増員及び教育、薬剤師をはじめ専門性ある多様な人材確保や資質強化に向けて、社員教育に一層注力し、合わせて、在宅勤務等さまざまな就労形態の導入など働く環境の更なる向上に努めてまいります。
③ 高齢化社会を見据え、調剤併設店及び単独調剤薬局の事業拡大を行うとともに、「健康サポート薬局」への対応や「かかりつけ薬剤師」の育成など薬剤師の更なるレベルアップを図ります。
④ 国内に限らず、海外販売も含めた通信販売の強化のため、通信販売用物流拠点の増設など体制作りの強化をいたします。
⑤ 価格訴求のプライベートブランド（PB）商品のアイテム拡充とともに更なる高付加価値PB商品の開発の拡大などにより、品揃えの一層の充実を図ります。
⑥ 小商圏化に対応するため、OTC及び化粧品販売員の養成に力を注ぎ、接客強化及び顧客満足度向上をめざしてまいります。
⑦ 小商圏型対応のディスカウント業態ダイレックスの東日本での拡大を図ります。
⑧ 新型コロナウイルス感染症対策については、お客様・従業員の安全衛生確保や健康への配慮を最優先に、刻々と変化する状況に対し迅速かつ適切に対応してまいります。
⑨ 社内に設置したコンプライアンス・リスク管理委員会、安全衛生委員会、及びＥＳＧ推進委員会を中心として、コーポレート・ガバナンスの向上、女性社員の地位向上及び全社員の労働環境の改善、サステナビリティに対する取組みの強化を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、薬局の経営並びに医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売及び卸売の事業を行っております。

(6) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

北海道	62店舗	京都府	13店舗
青森県	4店舗	大阪府	59店舗
秋田県	7店舗	兵庫県	33店舗
岩手県	6店舗	奈良県	9店舗
宮城県	15店舗	和歌山県	5店舗
山形県	4店舗	鳥取県	7店舗
福島県	16店舗	島根県	5店舗
新潟県	72店舗	岡山県	10店舗
群馬県	8店舗	広島県	17店舗
栃木県	13店舗	山口県	17店舗
茨城県	13店舗	徳島県	13店舗
埼玉県	65店舗	香川県	12店舗
千葉県	40店舗	愛媛県	12店舗
東京都	173店舗	高知県	4店舗
神奈川県	64店舗	福岡県	78店舗
山梨県	24店舗	佐賀県	24店舗
長野県	8店舗	長崎県	30店舗
静岡県	13店舗	熊本県	40店舗
岐阜県	2店舗	大分県	19店舗
愛知県	62店舗	宮崎県	24店舗
三重県	7店舗	鹿児島県	26店舗
滋賀県	7店舗	沖縄県	12店舗
		フランチャイズ	62店舗

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ドラッグストア事業	4,118名（4,158名）	266名（△137名）
ディスカウントストア事業	1,516名（4,233名）	127名（△357名）
合計	5,634名（8,391名）	393名（△494名）

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,517名 (3,652名)	405名 (△96名)	34歳 1ヶ月	8年 7ヶ月

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　536,000,000株
② 発行済株式の総数　119,331,184株（自己株式を含む）
③ 株主数　9,903名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社イリュウ商事	43,776	37.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,009	6.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,379	3.75
多田直樹	3,112	2.66
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド	2,965	2.54
ジェーピー モルガン チェース バンク ３８５６３２	2,398	2.05
多田高志	2,200	1.88
オーエム０２ステートストリート８０８４２４クライアントオムニ	1,624	1.39
ジェーピー モルガン チェース バンク３８５０４７	1,414	1.21
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー ５０５１０３	1,359	1.16

（注）１．当社は自己株式（2,431千株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

・新株予約権の数

327個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式32,700株（新株予約権１個につき100株）

・取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者
取締役 （社外取締役を除く）	第１回 （１株当たり１円）	2012年８月13日 ～2042年８月12日	76個	2人
	第２回 （１株当たり１円）	2013年８月12日 ～2043年８月11日	48個	2人
	第３回 （１株当たり１円）	2014年８月11日 ～2044年８月10日	36個	2人
	第４回 （１株当たり１円）	2015年８月11日 ～2045年８月10日	26個	2人
	第５回 （１株当たり１円）	2016年８月11日 ～2046年８月10日	20個	2人
	第６回 （１株当たり１円）	2017年８月10日 ～2047年８月９日	22個	3人
	第７回 （１株当たり１円）	2018年８月10日 ～2048年８月９日	19個	3人
	第８回 （１株当たり１円）	2019年８月10日 ～2049年８月９日	44個	4人
	第９回 （１株当たり１円）	2020年８月13日 ～2050年８月12日	36個	4人

（注）１．新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりであります。

・新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使することができるものとする。

・その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

２．2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第１回から第５回の新株予約権等に関する事項につきましては、株式分割調整後の数を記載しております。

３．第９回新株予約権には、新株予約権の行使の条件が満たされない19個が含まれております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	才津達郎	
代表取締役社長	貞方宏司	ダイレックス㈱　代表取締役会長
取締役	多田直樹	当社 管理本部長 ㈱イリュウ商事　代表取締役会長 ㈱フォレストモール 代表取締役会長
取締役	多田高志	ダイレックス㈱　代表取締役社長 ㈱イリュウ商事　非業務執行取締役
社外取締役	杉浦宣彦	中央大学大学院戦略経営研究科　教授（博士（法学）） 金融庁　多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会メンバー
社外取締役	松本正人	ＳＢＳホールディングス㈱　社外取締役（監査等委員）
社外取締役	辻智子	㈱吉野家ホールディングス 執行役員(グループ商品本部副本部長兼素材開発部長)
社外常勤監査役	山下和稔	
社外監査役	小澤哲郎	弁護士法人小澤総合法律事務所代表（弁護士） 東京都中央区情報公開・個人情報保護審査会委員
社外監査役	篠原一馬	新創監査法人　社員（公認会計士）

(注) 1．取締役の杉浦宣彦氏、松本正人氏及び辻智子氏は、社外取締役であり、監査役の山下和稔氏、小澤哲郎氏及び篠原一馬氏は、社外監査役であります。
2．各社外取締役及び各社外監査役並びにそれぞれの兼職先と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3．当社は、上記の社外取締役全員及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役山下和稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役小澤哲郎氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6．監査役篠原一馬氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7．代表取締役会長　才津達郎は、2021年４月30日をもって辞任いたしました。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において、取締役の報酬等を年額４億円以内（ただし、ストックオプション報酬額及び使用人分給与・賞与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、５名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2012年6月23日開催の第49期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額3千万円且つ12,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（非常勤、社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において年額４千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

ロ．取締役及び監査役の総額及び個人別の報酬等の決定方針に関する事項

社内取締役報酬体系は、役位を踏まえた固定報酬と業績や中長期的業績向上に向けた取り組みに連動するインセンティブな賞与及びストックオプションの変動報酬とで構成しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。

役員報酬等の決定方法は、全社外取締役（３名）、代表取締役社長及び取締役管理本部長からなる任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議結果に基づく助言・答申を得て、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、内規の定めにより、株主総会決議承認された報酬限度内で決定しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会は、6回開催し、テーマは、役員報酬（社内取締役賞与を含む。）案及び報酬制度設計案、役員選解任基準案、取締役及び監査役候補選任案等であり、その審査結果を取締役会に答申いたしました。

以上の手続きを経て取締役の総額及び個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

種類ごとの構成比率は、業績及び評価項目達成状況により変動いたしますが、固定報酬：変動賞与：ストックオプションは、(45.5～27.0)：(50.5～66.5)：(3.5～6.5)の範囲となっております。

ハ．取締役及び監査役の報酬等の総額等

（金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	変動報酬		
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 （うち社外取締役）	190 (16)	118 (16)	62 (－)	9 (－)	7 (3)
監査役 （うち社外監査役）	12 (12)	12 (12)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	203 (29)	130 (29)	62 (－)	9 (－)	10 (6)

二．固定報酬及び業績連動報酬等に関する事項

社内取締役報酬の算定方法は、固定報酬は、経営委任の対価として、役員報酬規程の定めに従いそれぞれの役位に応じて決定しております。

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。その方法は、年度ごとに連結経常利益増額の連結売上高に対する率等に応じて、役員報酬規程に定める支給基準に基づき基準役員賞与総額を決め、次に役位に応じた比率で総額を各取締役按分し、その額を個別の取締役ごとの業績評価及び定性評価により増減させ支給額を決定しております。

ホ．非金銭報酬の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して株式報酬を交付しております。その内容は、株式報酬型ストックオプションであり、年額3千万円且つ12,000株を上限として、株式報酬型ストックオプション規程の定めに従い付与数を決定しております。

③　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・取締役杉浦宣彦氏は、中央大学大学院教授であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

・取締役松本正人氏は、ＳＢＳホールディングス㈱の社外取締役(監査等委員)であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

・取締役辻智子氏は、㈱吉野家ホールディングスの執行役員であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

・監査役小澤哲郎氏は、弁護士法人小澤総合法律事務所の代表（所長）であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

・監査役篠原一馬氏は、新創監査法人の社員であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役	杉浦宣彦	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、議案・審議につき、大学院教授（法学博士）としての豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は６回開催され、すべて出席しております。
取締役	松本正人	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、議案・審議につき、経験豊富な経営執行者の観点から経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は６回開催され、すべて出席しております。
取締役	辻　智子	社外取締役選任後開催の取締役会10回のすべてに出席し、議案・審議につき、豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。指名・報酬諮問委員選任後開催の指名・報酬諮問委員会４回のすべてに出席しております。
監査役	山下和稔	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回のすべてに出席し、金融機関経験や他社の常勤監査役経験に基づき、法令・会計・内部統制の観点から、議案・審議について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	小澤哲郎	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	篠原一馬	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人　　34百万円

ロ．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人　　45百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会が会計監査人の報酬について同意した理由
監査役会は、過年度における、取締役会、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手並びに報告を受け、会計監査人の監査計画や監査時間の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、当事業年度の監査計画及び他社の監査報酬実態を比較検討のうえ報酬額の妥当性を審議した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、ストックオプションの発行に関する助言業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第３４０条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの推進については、別途定める「コンプライアンス規程」に基づき、グループ全社の役員及び使用人等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修を通じ指導する。そして、業務監査室が統制状況を監査する。

また、相談・通報体制を設置し、コンプライアンス違反に気づいたグループ全社の役員及び使用人等並びにこれらの者から報告を受けた者は、「コンプライアンス規程」及び別途定める「公益通報者保護規程」に基づき対応する体制とする。

なお、グループ各社は、内部通報制度により得た情報を速やかに当社の管理部長宛に報告することとし、当社グループ全体での業務の適正な遂行を確保するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、別途定める「文書保存規程」及び「情報管理規程」に従う運営体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、別途定める「リスク管理規程」に従い、グループ全体の危機管理を運営する体制とする。

なお、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「リスク管理規程」に従い「対策本部」を設置し、グループ全体として対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務監査室による実地監査や社外役員からの客観的効率性監視活動を反映し、定時取締役会にて、グループ全社の経営効率を検証する体制とする。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社からグループ各社に、取締役または監査役等を派遣し、各社の業務運営を定常的に監督する。

当社の事前承認を原則とする旨などを規定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。

グループ各社は、法令を遵守し、「当社の理念や指針」及び「関係会社管理規程」や当社に準じた「諸規程」を基礎として行動、運営及び管理し、コンプライアンス、リスク管理などの内部統制システムの運用状況や実績を、「関係会社管理規程」に基づき、毎年定期的に当社取締役会に報告する体制とする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その員数及び人選については、監査役の要請に基づき検討し決定することとする。

また、当該使用人は、監査役の要請に基づき、グループ全社のいずれの会議にも出席できるものとし、グループ全社のいずれの部署もそれに協力しなければならない体制とする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属することとし、その使用人の考課・異動等を行う場合は、予め監査役に相談の上決定することとする。

⑧　取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びに、これらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ全社の役員及び使用人等は、監査役が出席する「取締役会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「部門長会議」等の主要会議にて業務執行状況や財務状況の報告をするとともに、随時、面談・イントラネットなどのメール等や社内通達等を活用し、法令・定款違反やその他業務執行に関する重要事項及び監査役の随時請求事項等につき、監査役へ迅速・的確に報告する運営体制とする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等は、監査役や会計監査人と経営方針・課題・リスクのほか、監査環境等について意見交換をする。

グループ全社の役員及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要に応じて業務監査室に調査を求めることができ、また会計監査人・顧問弁護士等に相談できるものとし、その費用及び監査役職務執行について生じる費用は会社が負担するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（期間2020年４月１日～2021年３月31日）

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、毎期定期的にその運用状況について報告を受けております。取締役会出席取締役７名のうち、社外取締役は３名〔大学院教授（法学博士）、元金融機関経営者、女性経営執行者（農学博士）〕で構成され、幅広い視点から毎回活発な議論を通じて監督機能を発揮いたしました。また、社外監査役３名（内、弁護士、公認会計士各1名）は、独立した立場から、内部統制システムの整備を含め、取締役の職務執行を監査し、必要に応じて説明を求めました。役員・役員候補者に対し、役員向け研修プログラム（ｅ-ラーニング）受講体制を整備し、ガバナンス、コンプライアンスも含め体系的学習を実施いたしました。業務執行部門から独立した業務監査室は、店舗の監査、財務報告内部統制の整備状況等を監査し、必要に応じてその改善を提案いたしました。業務監査室による「内部統制報告会」は、会長、社長も出席し定期的に開催いたしました（今期７回開催）。法令、社内規程の違反等の不正行為を安心して報告する為の内部通報窓口について、通報者保護の徹底を周知いたしました。また、昨年度開設した社外の通報窓口の周知も実施いたしました。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含む重要文書や情報を記録、保存、管理し、必要に応じて関係者が閲覧できる体制を整備しております。文書の保存・管理状況のモニタリングを行い、文書の保存・管理について定めた規程の整備を実施いたしました。また、今期ＤＸ推進委員会を設置し、ＤＸ推進と同時に情報セキュリティ体制の整備にも取組んでおります。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の実効性を高める為、取締役社長を委員長に、コンプライアンス・リスク管理委員会を月次で開催し、リスク管理の当事者である部次長、室長による各部室のリスクの識別、評価、管理、コントロールの対策を策定し、共通するリスクについては全社でリスク情報を共有いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応策策定の為、機動的に安全衛生委員会を開催し、従業員が適時･適切に行動できるよう意思決定を行い情報発信いたしました。リモートワークの開始に伴い、実施マニュアルを作成し、情報管理、リスク管理に万全を期しました。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社の長期的成長を見据え、今期、経営戦略として社長主導でＥＳＧ推進委員会とＤＸ推進委員会を設置し、ＥＳＧ、ＤＸに積極的に取組む体制を整備いたしました。本社各部室別に原則毎月開催される、社長、取締役出席の業務報告会を活用し、各部から役員へ今期の目標に対するＫＰＩの進捗状況と戦略課題について適時・適切に伝達される体制が、意思決定の迅速化にも寄与しております。

毎年度実施している、自己評価も踏まえた「取締役会の実効性に関するアンケート」に基づく意見をもとに効率化、適正化を図っております。

⑤　企業集団における業務の適正を確保する体制

当社から子会社各社に取締役あるいは監査役を派遣のうえ、当社による事前稟議承認制度を採用することで、各社の業務運営を定常的に監督いたしました。また、当社及び重要子会社における毎月開催のコンプライアンス・リスク管理委員会、内部統制会議、安全衛生委員会等の議事内容についてグループ各社で情報共有し、業務の適正化を推進いたしました。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現状、専任の補助使用人は置いておりませんが、必要に応じて管理部長、業務監査室社員等が監査役の業務を支援する体制を整備しております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
該当事項はありません。

⑧　取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
重要事案については、役員、管理部長等から監査役に対し適時にメール、電話、口頭での報告を実施しております。常勤監査役は、社内の全ての情報にアクセスでき、取締役会の他、「部次長会議」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「内部統制報告会」等々の重要会議に出席しており、また、希望すれば全ての会議に参加できる体制を確保しております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施し、また必要に応じて適宜ミーティングを行っております。業務監査室は、期初に内部監査計画を監査役に提出し内部監査の結果についても常勤監査役と共有し、月次で定例ミーティングも実施する事で緊密に連携しております。監査役は会計監査人と定期的にミーティングを実施し、監査結果報告以外にも、意見交換並びに情報交換を行い緊密な連携を図っております。常勤監査役は、取得した情報を毎月開催される監査役会に報告し、他の監査役と情報を共有し意見の交換を行いました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**194,262**
現金及び預金	86,495
売掛金	18,414
商品	72,363
原材料及び貯蔵品	143
未収入金	13,095
その他	3,753
貸倒引当金	△3
固定資産	**114,265**
有形固定資産	**67,169**
建物及び構築物	83,801
土地	8,074
その他	45,005
減価償却累計額	△69,711
無形固定資産	**5,304**
のれん	16
その他	5,287
投資その他の資産	**41,791**
投資有価証券	300
長期貸付金	7,172
繰延税金資産	6,375
再評価に係る繰延税金資産	992
敷金及び保証金	24,730
その他	2,225
貸倒引当金	△5
資産合計	**308,528**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**95,116**
買掛金	65,297
未払法人税等	7,566
ポイント引当金	3,914
その他	18,338
固定負債	**8,254**
退職給付に係る負債	1,481
資産除去債務	4,809
その他	1,963
負債合計	**103,371**
純資産の部	
株主資本	**207,376**
資本金	**3,931**
資本剰余金	**7,414**
利益剰余金	**200,007**
自己株式	**△3,977**
その他の包括利益累計額	**△2,295**
その他有価証券評価差額金	**59**
土地再評価差額金	**△2,248**
退職給付に係る調整累計額	**△106**
新株予約権	**75**
純資産合計	**205,156**
負債純資産合計	**308,528**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**634,310**
売上原価		**475,760**
売上総利益		**158,550**
販売費及び一般管理費		**121,204**
営業利益		**37,345**
営業外収益		
受取利息	125	
受取配当金	5	
受取手数料	99	
補助金収入	96	
固定資産受贈益	345	
その他	216	890
営業外費用		
支払利息	6	
その他	0	7
経常利益		**38,228**
特別利益		
固定資産売却益	119	
違約金収入	5	
受取保険金	36	
国庫補助金	73	
その他	20	255
特別損失		
新型感染症関連損失	581	
固定資産除却損	92	
賃貸借契約解約損	158	
減損損失	229	
固定資産圧縮損	54	
その他	179	1,295
税金等調整前当期純利益		**37,188**
法人税、住民税及び事業税		12,338
法人税等調整額		△479
当期純利益		**25,329**
親会社株主に帰属する当期純利益		**25,329**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,931	7,414	182,744	△3,977	190,112
当期変動額					
剰余金の配当	–	–	△8,066	–	△8,066
親会社株主に帰属する当期純利益	–	–	25,329	–	25,329
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	–	–	–	–	–
当期変動額合計	–	–	17,263	–	17,263
当期末残高	3,931	7,414	200,007	△3,977	207,376

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	31	△3,260	△127	△3,356	65	186,822
当期変動額						
剰余金の配当	–	–	–	–	–	△8,066
親会社株主に帰属する当期純利益	–	–	–	–	–	25,329
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	1,011	20	1,060	9	1,070
当期変動額合計	28	1,011	20	1,060	9	18,334
当期末残高	59	△2,248	△106	△2,295	75	205,156

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**160,736**
現金及び預金	75,528
売掛金	27,687
商品	41,940
原材料及び貯蔵品	207
前渡金	6
前払費用	2,125
未収入金	12,065
その他	1,174
固定資産	**74,581**
有形固定資産	**28,462**
建物	36,208
構築物	3,029
車両運搬具	11
工具、器具及び備品	24,050
土地	3,712
リース資産	348
建設仮勘定	103
減価償却累計額	△39,003
無形固定資産	**5,111**
のれん	16
借地権	3,269
商標権	0
ソフトウエア	1,776
その他	49
投資その他の資産	**41,007**
投資有価証券	108
関係会社株式	11,716
出資金	2
長期貸付金	6,316
長期前払費用	906
繰延税金資産	3,661
再評価に係る繰延税金資産	992
敷金及び保証金	16,966
その他	341
貸倒引当金	△5
資産合計	**235,317**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**72,012**
買掛金	48,817
リース債務	34
未払金	4,407
未払費用	3,125
未払法人税等	4,337
前受金	228
預り金	6,002
前受収益	6
ポイント引当金	2,979
その他	2,072
固定負債	**6,015**
リース債務	78
退職給付引当金	815
資産除去債務	3,036
その他	2,085
負債合計	**78,027**
純資産の部	
株主資本	**159,428**
資本金	**3,931**
資本剰余金	**7,414**
資本準備金	7,409
その他資本剰余金	5
利益剰余金	**152,060**
利益準備金	256
その他利益剰余金	151,804
別途積立金	86,750
繰越利益剰余金	65,054
自己株式	**△3,977**
評価・換算差額等	**△2,214**
その他有価証券評価差額金	**34**
土地再評価差額金	**△2,248**
新株予約権	**75**
純資産合計	**157,289**
負債純資産合計	**235,317**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金	額
売上高		**410,644**
売上原価		**308,828**
売上総利益		**101,815**
その他の営業収入		**2,316**
営業総利益		**104,132**
販売費及び一般管理費		**80,278**
営業利益		**23,853**
営業外収益		
受取利息	88	
受取配当金	4	
受取手数料	71	
補助金収入	89	
固定資産受贈益	299	
その他	152	705
営業外費用		
支払利息	6	
その他	0	7
経常利益		**24,552**
特別利益		
固定資産売却益	119	
違約金収入	5	
受取補償金	9	
受取和解金	9	
抱合せ株式消滅差益	2,523	2,666
特別損失		
固定資産除却損	35	
賃貸借契約解約損	131	
減損損失	176	
災害による損失	4	
新型感染症関連損失	508	
関係会社株式評価損	106	
その他	12	975
税引前当期純利益		**26,243**
法人税、住民税及び事業税		7,666
法人税等調整額		△145
当期純利益		**18,722**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,931	7,409	5	256	86,750	54,398	△3,977	148,772
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△8,066	－	△8,066
当期純利益	－	－	－	－	－	18,722	－	18,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	10,655	－	10,655
当期末残高	3,931	7,409	5	256	86,750	65,054	△3,977	159,428

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	13	△3,260	△3,246	65	145,591
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△8,066
当期純利益	－	－	－	－	18,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20	1,011	1,032	9	1,042
当期変動額合計	20	1,011	1,032	9	11,698
当期末残高	34	△2,248	△2,214	75	157,289

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月26日

株式会社サンドラッグ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　塚　正　貴　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　本　庸　介　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月26日

株式会社サンドラッグ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　塚　正　貴　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　本　庸　介　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2020年４月１日から2021年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、物流センター及び主要な店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます

2021年５月27日

株式会社サンドラッグ監査役会

常勤監査役(社外監査役)　山　下　和　稔　㊞

監　査　役(社外監査役)　小　澤　哲　郎　㊞

監　査　役(社外監査役)　篠　原　一　馬　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都府中市若松町一丁目38番地の１
当社　本社ビル３階　会議室
電話　042-369-6211（代表）

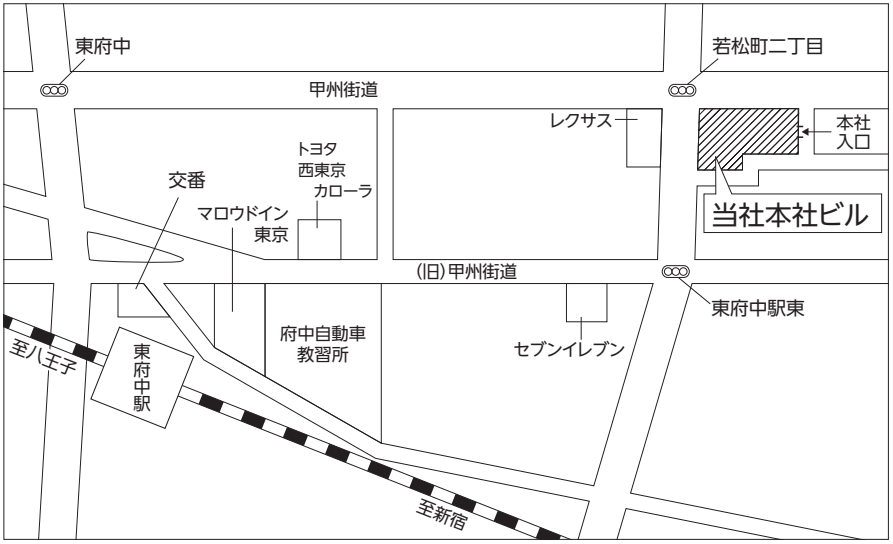

●京王線　東府中駅北口下車　徒歩７分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。